

令和7年度 地域ささえあい助成金申込書 第二次
(新規申請＜設立3年以上の団体＞・助成回数が5回未満の申請・延期申請)

令和7年7月20日

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

会長 山本 英雄 殿

歳末たすけあい募金助成金を希望するため、下記のとおり申込みます。

1. 団体情報

①団体名称	ワカナ シヤキョウネットワークカキ 社協見守りネットワークの会		
②法人格の有無 (該当するものに☑)	☐ あり () ☒ なし	③法人認可年月	年 月
③代表者 職・氏名	ワカナ タ化ヨ フク タウ 代表 福祉 太郎		
④所在地 (又は代表者住所)	〒193-〇〇〇〇 八王子市△△町×-×-×		
⑤Tel・Fax・E-mail	Tel: 042 - 6△△ - □□□□ Fax: 042 - 6△△ - □□□□ E-mail: mimamori-hachioji@×××.com		
⑥ホームページ	あり ・ なし アドレス:		
⑦設立年月	昭和 ・ 平成 ・ 令和 26 年 3 月		
⑧設立目的	△△町周辺地域の住民が、地域で安心して安全に生活できるように、見守り活動を柱に地元町会などと連携して地域福祉の向上に寄与する。		
⑨会員数	30名 (うち八王子在住・在勤人数 30 名 (申請日現在))		
⑩対象事業番号 ○を付けて下さい。 *要項『2.対象事業』参考	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.		
⑩活動内容 (団体全体の内容を記入してください) ※箇条書き	1. 全体定例会(組織運営など) 2. 見守り委員会 3. 地域の居場所づくり委員会		
⑪連絡担当者	氏 名	福祉 太郎	
	Tel ・ Fax	Tel:042-6△△-□□□□ Fax:042-6△△-□□□□	
	E-mail	wakuwaku@×××.com	

2. 申込内容

⑫申込事業名	見守りネットワーク立ち上げ
⑬助成申請回数 ○を付けて下さい。	1. 2. 3. 4. 5. (15万円以内) 6. (7万円以内) 7. (5万円以内) 8. (3万円以内)
⑭助成要望額	70,000円
⑮実施期間	令和7年10月1日 ~ 令和8年 3月 31 日
⑯実施場所	△△市民センターなど

⑰事業内容	見守りネットワーク立ち上げを行うための準備を行う。見守り委員会での地域住民のニーズの把握や調査、見守りの必要性を伝えるための講演会の実施、見守りボランティアの募集や研修などを行い、見守りネットワークの立ち上げを目指す。
⑱事業の必要性 (事業が必要な理由・背景)	地域内でのひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などは、災害など「いざ」という時に、避難できない方も多くいます。こういった方々が地域で安心して生活するためには、年齢や身体状況などを事前に把握することが重要となります。日常生活からの見守りは、住民に安心感を与え、ひとりではないことを伝えることが出来ます。地域の連帯感を生む一つのきっかけになると考えています。
⑲運営体制 (事業を実施するための人員体制、PRや募集方法、事業を通じて他団体・機関・事業所などと連携ができるか。)	見守り委員会(10名)を中心に、全体定例会で意思決定し、見守りネットワーク立ち上げを行う。地域住民には会報や町会回覧などによりPRやお知らせをしていく。地域内の町会、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会とも連携し、進めていく。
⑳期待される効果	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などを日常的に支え、孤独死の防止や地域の連帯感を高め、住民みんなが安心して安全に生活することにつながる。
㉑助成後の発展性について (事業の効果によって、他団体との連携を図ることができるか。助成事業を今後どのように活かし、継続・発展していくのか。)	立ち上げた際のノウハウを、他地域でも立ち上げの動きがあれば、委員を派遣して情報提供を行う。また見守りネットワークで得た情報を基に、気軽に集まれるまた交流できる居場所づくりを併せて行っていく。
㉒助成金が必要な理由	現在は会員からの年会費(1,000円)や少額の寄付によって運営しているが、今年度はこれまで得てきたデータを基に、立ち上げを行う。立ち上げに関しては、多くの人の協力や準備、周知をしていくことが必要になります。そのため、会の運営費だけでは行うことが出来ないため、この助成金を活用して、立ち上げを行いたい。
㉓宣誓者の申請事項 (内容を確認の上、 ☒ をしてください)	☐ 反社会的勢力、若しくは、公序良俗に反するまたは、社会的に指摘されている問題を抱えている団体ではなくまたこれらの団体との関係を有しているものではありません。 ☒ 上記誓約に反することが明らかになった場合は、当事者助成金の返還を求めても意義なく承諾します。また、これにより不利益が生じても 社会福祉法人 八王子市 社会福祉協議会に責任を求めることはいたしません。